

新委員会の枠組みについて

1. 目的

先に河川管理者から要請された今後の任務に基づき、規約改正を行った際の委員会の目的が、新委員会の目的として引き継がれる。

参考(淀川水系流域委員会 規約第2条)

委員会は、淀川水系河川整備計画(案を含む)の計画内容の進捗の点検にあたって意見を述べ、かつ、同河川整備計画(案を含む)の変更について意見を述べるとともに、関係住民の意見の反映方法について意見を述べることを目的とする。

2. 構成

人数：24名程度

部会：以下の4部会とする

琵琶湖部会、淀川部会、木津川上流部会、猪名川部会

3. 任期

- ・2年とし、再任をさまたげない。ただし再任は2回を限度とする。
- ・2年ごとに、3分の1の委員が入れ替わるよう、新任者、再任者を調整する。

4. 委員の選出方法

河川管理者が、委員を選出する。

添付資料

第27回委員会 (H15. 12. 9 開催) 資料3-2

第28回委員会 (H16. 2. 26 開催) 資料3

別紙

新流域委員会（2005. 2. 1～）のイメージ

1. 設置目的

国土交通省近畿地方整備局が以下の目的のために継続的に設置する。

- ・整備計画の進捗の点検、見直しにあたって意見を聴く（住民意見の反映方法も含む）。
- ・事業評価監視委員会（行政評価法で規定された委員会）の機能を兼ねる。

2. 委員会の構成

(1) 委員会は河川・環境・人文・社会・法律・経済の専門家、NGO関係者、地域住民など幅広い分野からの委員によって構成される。

委員会には四つの地域部会を設置する。

- 1) 琵琶湖部会
- 2) 淀川部会
- 3) 木津川上流部会
- 4) 猪名川部会

(2) 委員はいずれかの部会に所属する。

委員は2部会に所属し、1部会の人数は12名程度を目安とする。委員会人数は24名程度とする。

3. 委員の選出

(1) 基本的な考え方

- i) 特定の個人が長期にわたって委員をつとめると弊害が出る恐れがあるので、任期があまり長くないようにし、流動化をはかる。
- ii) 委員会の基本的な考え方は継承されることが望ましいので、委員の部分的交替など具体的な方法については検討する必要がある。
- iii) 世代間、男女間のバランスの問題を考え、特に若い人が委員になるように配慮する必要がある。

(2) 具体的な方法

一般公募、現流域委員会委員の自薦、他薦などを行い、現流域委員会委員を中心とする選考委員会（仮称）にて検討する。

4. 審議方法

(1) 審議の透明性の確保、情報の公開

委員会の会議、会議資料、議事録等は基本的に公開する。

(2) 国土交通省は審議に必要な下記資料を提出する。

- ・整備計画の進捗状況とモニタリング結果
- ・国土交通省による調査・検討結果

今後の淀川水系流域委員会について (案)

(注：以前委員にお送りした検討会案 031112 版と同じ内容です)

＜基本的な方向＞

- ・ 現在の任期が終了する 2005. 1. 31 までは、現行の体制で流域委員会を継続する。
- ・ 2005. 2. 1 からは、新体制（委員の大幅変更や部会構成の再編等を想定）とする。新体制の内容については、新委員会スタート半年程度前までに検討する。

＜基本的方向が出された理由＞

- ・ 新たな公共事業の進め方「淀川モデル」を定着、発展させていくことが委員会の責務であることを重視し、委員会としての継続性（社会的な責務、川づくりの考え方、これまでの議論内容等）を考慮したため。
- ・ 基礎原案で「調査・検討」とされているダムの調査検討結果を現行の体制で審議するため。

＜規約との関係＞

(前提) 新しい活動に関する要請を河川管理者から受けた後、下記修正を行う。

- ・ 移行期は、現在の規約の（目的）の内容を新しい活動内容に沿った記述に修正する。
- ・ 新流域委員会スタートにあたっては、その枠組みに沿った内容に大幅に修正する（新流域委員会イメージは別紙参照）。

	淀川水系流域委員会		河川整備計画	
	活動内容	体制（メンバー、部会構成等）		
↓	～2003. 12 (意見書提出まで)	計画策定において、 ・計画について意見を述べる ・関係住民の意見の反映方法について意見を述べる	・53名 ・3地域部会+4テーマ部会	説明資料（第1稿） 説明資料（第2稿） 基礎原案
↓ 移行期	2004～ 2005. 1. 31 (現行任期終了まで)	計画の進捗の点検、見直しにおいて、 ・「調査・検討」事業 →調査検討結果について意見を述べる ・「実施」事業について →実施済：実施状況、モニタリング結果について意見を述べる(協議会等の状況も含む) →未実施：事業継続の可否について意見を述べる(事業評価監視委員会の機能を兼ねる) ・関係住民の意見の反映方法について意見を述べる。	・現委員を基本とする。 ・3地域部会でスタート（テーマ部会は一旦休止）。必要に応じてWGを立ち上げる。 ・所属部会を一部変更。 ・委員会、各部会は年数回程度開催	・調査検討結果が出る（ダムを含む）。 ・事業実施結果（モニタリング結果等）が出る。 ・各種協議会活動が進む
↓ 新委員会	2005. 2. 1～		新体制でスタート (新しい委員会のイメージは次頁以降を参照)	

- ・国土交通省が設置する各種委員会、協議会の検討結果、協議内容
参考

〔 琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）
水害に強い地域づくり協議会（仮称）
淀川堤防強化検討委員会（既設）
河川保全利用委員会（仮称） 等 〕

- (3) 委員自ら現地視察、調査を行うとともに、場合によっては委員会、協議会、NGO、広く住民等から意見聴取を行う。
- (4) 二つ以上の地域に関係する問題については随時WGを設置して検討し、委員会で審議する。委員会、部会、WGは必要に応じて委員以外の専門家の協力を得ることができる。
- (5) 委員会の開催頻度
委員会、部会とも年数回程度。あとは河川管理者の要請による。
- (6) 会の運営事務
委員会の運営事務は民間企業が行う。

以上

今後の流域委員会について

- 河川管理者からの流域委員会に対する「新しい活動に関する要請」：基礎案策定後
- 「新しい活動に関する要請」を受けた後、規約改正を行い、「計画進捗のチェック、見直し」および「新流域委員会（2005年2月発足）の枠組み検討」をスタート
- 基礎案が作成された段階で次回委員会を開催予定。

<おおまかな流れ>

